

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年6月13日（水）午前10時16分頃、下松市末武中の私道において、財政部収納課職員の運転する公用車が対向車と離合するために後退した際、民間駐車場の看板に接触し、看板が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

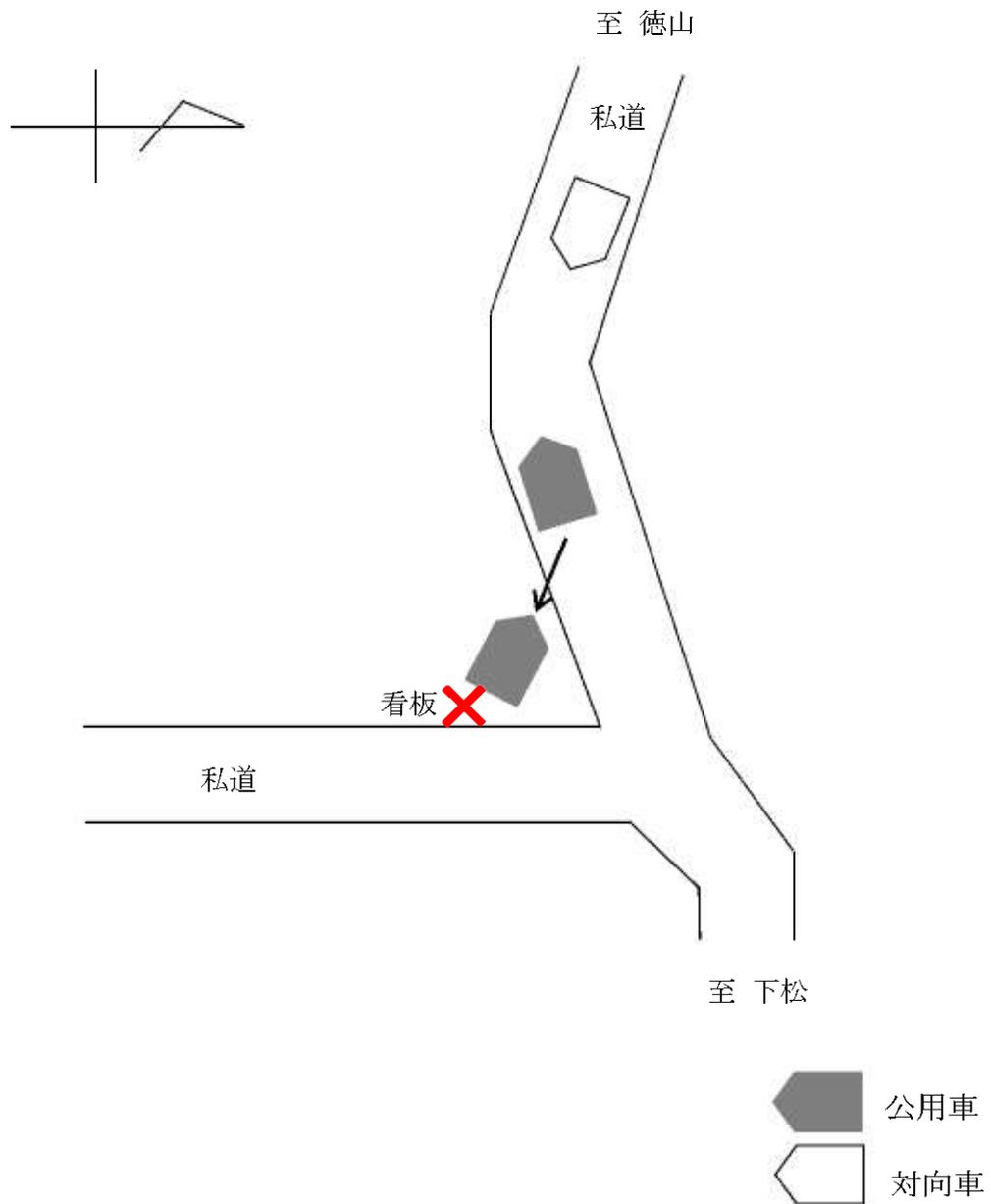
¥98,280-

2 専決処分の年月日

平成30年8月20日

(参 考)

1 事故状況図



2 市の過失割合

100%

3 損害賠償に係る補填財源

市有物件災害共済会災害共済金 ¥98,280-